

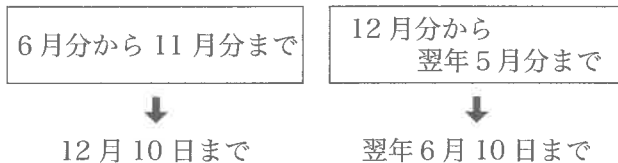
市民税・県民税特別徴収に係る納期特例申請書



伊予市長様 年 月 日提出	申 請 者	所在地	〒 -										特別徴収義務者番号	
		名称											この申請書に 応答される方	課 係
		代表者												氏名
		法人番号												Tel
地方税法第 321 条の 5 の 2 並びに伊予市税条例第 46 条の 2 の規定による特別徴収税額の納期特例について申請します。														
特例の適用を受けようとする税額 _____ 円 (_____ 年 _____ 月分から _____ 年 _____ 月分までの市民税・県民税特別徴収税額)														
申請の日前 6 ヶ月間の各月の 給与の支払を受ける人の人員 (アルバイト等の人員を 「カッコ書きにして下さい。」)	年	月分	人 (人)	年	月分	人 (人)						
	年	月分	人 (人)	年	月分	人 (人)						
	年	月分	人 (人)	年	月分	人 (人)						
現に市税の滞納があり、又は最近において著しい遅延の事由がありやむを得ない場合はその理由の詳細														

市民税・県民税特別徴収に係る納期の特例について

給与等の支払を受ける人の人数が常時 10 人未満である市民税・県民税の特別徴収義務者は、この申請書を提出することにより、給与等の支払の際徴収した市民税・県民税特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。



※「常時 10 人未満とは」常に 10 人に満たないということで、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることです。

- 注 1. 納期の特例に係る申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されない事があります。また、承認を受けても滞納したり納入遅延があると、この特例を取り消すことがあります。
2. 納期の特例の承認後、給与の支払を受ける人の人数が条件の限度を越えることとなった場合は、ご連絡ください。
 3. 納期の特例が承認された場合でも市民税・県民税特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、その事由が生じた日の翌月の 10 日迄に必ず提出してください。
 4. この届出が承認された場合、翌年度以降改めて申請を出す必要はありません。また、承認については承認通知を送付します。